

最終更新日: 2015年12月8日

株式会社ヤガミ

代表取締役社長 小林 啓介

問合せ先: 経営管理部 長谷川 和久

証券コード: 7488

<http://www.yagami-inc.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持し、継続的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題であると考えております。この考え方にに基づき、当社は経営環境の変化に対応して迅速な意思決定を行うことができる経営体制を図るとともに、迅速かつ適切な開示を行うことで経営の透明性および健全性の確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4、3-1-2 議決権の電子行使、招集通知の英訳その他の英文開示】

当社の現時点における機関投資家ならびに外国法人等の株主構成を踏まえ、議決権の電子行使や、招集通知の英訳その他の英文開示は実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況や株主の利便性、海外投資家の比率等を総合的に勘案し、必要と判断された場合は実施を検討してまいります。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬制度】

取締役の報酬は、毎期の経常利益に対する業績貢献度を勘案した現金報酬であり、自社株報酬や中長期的な業績と連動する報酬制度は実施しておりません。現状制度において持続的な成長に向けたインセンティブとして充分機能していると考えておりますが、自社株報酬も含めた中長期的な業績と連動する報酬体系については、メリット・デメリットを充分考慮しながら今後検討してまいります。

【原則4-8、補充原則4-8-1、4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

当社では社外取締役を2名選任しており、うち1名を独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役が1名のみであるため、独立社外者のみの会合や筆頭独立社外取締役は設けておりません。今後複数名選任について検討するとともに、これらの課題についても併せて検討してまいります。

【原則4-10、補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は監査等委員会設置会社を採用しておりますが、任意の諮問委員会など統治機能を補助する任意の仕組みに関しては、現在のところ設置しておりません。取締役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、決定しております。また報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会において適切に決定されており、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は取締役会の実効性を確保するため、月1回以上の開催によりタイムリーな審議を行うとともに、関係資料を事前配布するなど十分な審議時間の確保に努めております。取締役会の実効性評価については、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が投資目的以外で保有する株式の保有は、円滑な取引関係の維持や関係強化、情報収集を主な目的としており、他に有効な資金活用はないか等の観点で適宜検証を行い必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

保有株式に係る議決権行使については、統一的な対応基準は策定しておりませんが、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で議案に対する賛否を個別に判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では関連当事者間の重要な取引を行う際は、法令を遵守するとともに、予め取締役会に付議し、十分な審議の上、承認を得るものとしております。なお、関連当事者との取引については適切に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画については決算短信にて開示しており、当社ホームページにて公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書Ⅰ「1.基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書Ⅱ「1.機関構成・組織運営等に関する事項」【取締役報酬関係】をご参照ください。

(4) 取締役の選任に当たっては、その資質を総合的に勘案のうえ取締役会にて候補者を決定し、株主総会に付議しております。

(5) 社外取締役については略歴及び選任理由を、その他の取締役については略歴を、それぞれ株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会は、法令・定款および取締役会規程等に定める決議事項についての決定を行い、それ以外の業務執行の権限を、社内規程に基づき各部門責任者に委譲しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役の選任において、名古屋証券取引所の定める独立性基準を遵守し、一般株主と利益造反の生じる恐れが無いものを独立社外取締役に選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、社内外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役候補に指名し、株主総会で選任することで、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社取締役6名は、いずれも他の上場会社役員を兼任しておらず、その役割・責務を適切に果たせる体制となっております。なお、当社取締役における重要な兼職の状況は有価証券報告書、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は取締役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて第三者機関による研修の機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主総会にて当社の企業経営や事業活動についての説明を行い、意見収集に努めることで、株主との建設的な対話を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社やがみビル	2,880,000	42.34
有限会社八世クリエイト	530,080	7.79
株式会社八神製作所	310,000	4.56
八神 基	180,000	2.65
ヤガミ従業員持株会	138,140	2.03
八神 昌裕	121,000	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	100,000	1.47
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	86,000	1.26
小林 知佳代	75,000	1.10
小林 啓介	71,000	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社やがみビル（非上場）

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	4 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

グループ経営の観点等から親会社と少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行うときは、取締役会に付議し、慎重な審議のうえ、これを決定することとしており、少数株主に不利益を与えるようなことがないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
建守 徹	弁護士											
福田 哲三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
建守 徹	○	○	——	弁護士として豊富な経験を有し、その高い専門性と幅広い見識から、社外取締役として適任と判断しております。 また、当社、関連会社、主要な取引先等における業務執行者に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
福田 哲三	○		——	長年の銀行での勤務から、企業財務に関する十分な知識を有しており、社外取締役として適

任と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

監査等委員会を補助すべき専任の担当者は置いておりませんが、監査等委員である社内取締役を中心に、内部監査室および経営管理部と日常的に連絡を密にし、必要な資料や情報の提供を適宜求めるなど、職務の遂行が円滑に行える体制を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会は当該内部統制システムの有効性を前提としながら、内部監査室より監査計画及び内部統制システムの運用状況とその結果について毎月報告を受け、適宜指示を行っております。また監査等委員会は、会計監査人の監査計画について会計監査人と意見交換のうえ策定するとともに、期中監査について適宜監査講評を受け、必要に応じて説明を求め、四半期レビュー及び期末監査の報告を受け意見交換を行っております。さらに必要に応じ、会計監査人または内部監査室に対して監査等委員会への出席を要請し、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対する報酬の構成要素の一つとして、各取締役の経常利益に対する業績貢献度に応じて評価し、決定する貢献度報酬を一部導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の報酬等の総額は、事業報告及び有価証券報告書で開示しており、当社のホームページにも掲載しております。平成27年4月期の報酬等の総額は132,778千円(取締役4名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬額については、毎期の目標に対する達成状況をもとにした業績連動型の報酬制度を導入しており、株主総会で承認された限度範囲内で決定しております。
なお、ストックオプション制度、及びそれに関連する融資制度は設けておりません。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役を補助すべき専任の担当者は置いておりませんが、内部監査室および経営管理部が適宜必要なサポートを行っており、日頃から、必要事項の連絡、資料の送付などを行い、連絡を密に取り合っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社はコーポレートガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。
取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名(社内取締役3名)と、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催しており、法令及び定款に定める事項のほか、業務執行を含む経営に関する重要な事項の審議・決定を行っております。
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催しており、内部統制システムを利用して、監査等委員以外の取締役の職務執行について監査・監督を実施しております。
会計監査人には監査法人東海会計社を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を整えております。
上記の他、内部監査部門として内部監査室を設置(専任1名)し、社内の管理や業務手続の妥当性を含め監査・調査を定期的の実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。監査等委員会の構成員の過半数を社外取締役とすることで、経営の健全性の維持・強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は4月20日でありますので、株主総会の開催日は7月中旬となり、集中日は外れております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.yagami-inc.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は経営管理部として、IR担当(責任者)は経営管理部長としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社経営理念において、以下の定めを行っております。 ・ユーザーのもとへ最適な品質の商品を提供する使命を持つ。 ・科学技術の進歩、健康福祉の増進、教育の改善を通じて地域社会、国家に奉仕する使命を持つ。 ・株主に対して永続して健全な利益を生む使命を持つ。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得し、継続的な改善を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款を遵守するとともに、高い倫理観を持って事業を運営していくため、倫理規程を定め取締役及び使用人が遵守すべきものとしております。また企業行動倫理委員会を設置して本規程の遵守及び理念の徹底を図るとともに、スピーク・アップ制度の通報窓口とする体制をとっております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を保存媒体に応じ十分な注意を払って、保存・管理に努める体制をとっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基本規程として定めた経営危機管理規程について一層の周知徹底を図るとともに危機の未然防止意識向上のため、危機管理委員会による教育、マニュアルの作成配布及びシミュレーショントレーニングを実施することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、監査等委員会を設置し、業務執行の一部を取締役に委任するとともに、取締役会の監督機能を強化しております。また取締役会を定期的に(月1回)開催し、重要な業務執行に係る意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、職務執行を適正かつ効率的に行う体制を整備しております。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告義務を負わせる一方、グループ全体のリスク管理について定める経営危機管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。さらに、当社グループのリスク管理を担当する機関として危機管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応を審議しております。また、グループ経営計画を策定し、グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定めるとともに、倫理規程を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底する体制を整備しております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置かないこととしておりますが、内部監査室および経営管理部と日常的に連絡を密にし、必要な資料や情報の提供を適宜求めるなど、職務の遂行が円滑に行える体制を確保しております。なお、監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人を必要と認める場合、取締役は監査等委員会と協議を行うこととし、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くときには、人事異動や評価等について監査等委員会の意見を尊重するものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会または監査等委員会が定めた事項につき、速やかに報告するものとしております。

8. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会又は監査等委員会が定めた事項につき速やかに報告するものとしております。

9. 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないこととしております。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役と適宜意見交換を行う一方、会計監査人との緊密な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査を行うこととしております。また監査等委員は、監査・監督に必要と認めた場合には、外部専門家(弁護士及び公認会計士等)と連携するものとしております。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理について規程を定め、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行っております。また内部監査室を設置し、全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備と運用状況の評価と改善を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力や団体と一切の関係を排除し、「三ない」即ち「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本方針としております。反社会的勢力や団体の動きに関しては業務監視委員会を設置し、委員長には経営管理部長がその任に当たっております。また関係行政機関と連携を密にし、不法、不当な要求に対して断固たる姿勢で臨み、早期に対処する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社は、情報取扱責任者である経営管理部長が、部内の適時開示担当者に情報を伝達し、名古屋証券取引所の規則に従い、適切に開示する体制をとっております。
2. 決算情報及び決定事項に関する情報と発生事実に関する情報は、情報管理者より、経営管理部の適時開示担当者に開示の要否等を確認のうえ、代表取締役社長に報告され、原則として取締役会の承認を得て開示しております。ただし、発生事実に関する情報のうち緊急性を要するものは、代表取締役社長の承認を得て遅滞なく開示し、後日の取締役会において報告しております。
3. 経営管理部の適時開示担当者は、情報取扱責任者より伝えられた情報について、適時開示の要否を判断し開示方法を検討のうえ、適時開示の承認を得た情報について速やかに開示しております。
4. 名古屋証券取引所に開示した情報は、全て記者クラブに資料を投函し、決算情報を中心に、自社のホームページへ掲載しております。

